

○財務省告示第二百四号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项及び政府資金調達
事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五
条第十一項の規定に基づき、平成二十八年六月二
十日に発行した割引短期国債及び政府短期証券の
発行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第六百十四回）

二 発行の根拠 東日本大震災からの復興のため
の施策を実施するために必要な
財源の確保に関する特別措置法
（平成二十三年法律第百十七
号）第六十九条第四項及び特
会計に関する法律（平成十九
年法律第二十三号）第四十六
条第二项並びに財政法（昭
和二十一年法律第三十四号）
第七條第一項、第六年法律第
百号）第九條第一項、並びに
特別会計に関する法律第八
十三條第一項、第九十四條第
二項、同條第四項、第九十五
條第一項、第三十七條第一項
及び第三百三十七條第一項
並びに株式等の振替に関する
法律（平成十三年法律第七十五
号）以下「振替法」という。の
規定の適用を受けるものとし、
その振替機関は日本銀行とする。

三 振替法の適用等

振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法

五 募入決定の

イ 方法

ロ 市場

六

イ 競争額

入札発行競争額

価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札発行（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札発行（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）

各申込みのうち応募額を順次割り当てる。各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

額八千万円、二兆二千七百三十一億八千万円、うち東日本大震災から復興のためのための必要財源の確保に関する特別措置法第六十九條第四項の規定に基づき発行した金額で六千七百七十七億三千六百九十萬圓（平成十七年度予算分）特別会計に関する法律第四十六條第一項の規定に

九 振替 単位	八 額最 低額 面金	行争 入札 発競	非 格競	者 第I	特 参加	国 市場	入札 発行	価格 競争	七 払込 金額	行争 入札 発競	非 格競	者 第I	特 参加	国 市場	口									
の振替法の規定による最低額面金の記載又は記録は、最低額面金	を五万円とする省令の改正が	あつた場合、その施行の日から	五	二	八	二	二	二	面金額で二千二百六十八億円	た割引短期国債については、額	条第一項の規定に基づき発行し	特別会計に関する法律第四十六	で三十九億八千万円	短期証券については、額面金額	項の規定に基づき発行した政府	条第一項及び第三百三十七條第一	第九十五條第一項、第三百三十六	第九十四條第二項、同條第四項、	関する法律第八十三條第一項、	第九條第一項並びに特別会計に	第七條第一項、財政資金法	第五百五十四億七千万円、財政法	ついで、額は面金額で一兆二千	に基づき発行した割引短期国債に

十 六	十 五	十 四	十 三		十 二									十 一 発	十
払 込 期 日	者 入 札 参 加	場 所 支 払	元 金 支 払	償 還 金 額	償 還 期 限	行 争 入 札 発	非 価 格 競	者 第 I	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行	価 格 競 争	発 行 価 格	十 一 発	十

平成 二十 八年 六月 二十 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者	日 本 銀 行	額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円	償 還 金 を 支 払 う 。	当 た る と きは 、 そ の 翌 営 業 日 に	た だ し 、 償 還 期 が 銀 行 休 業 日 に	平 成 二 十 九 年 六 月 二 十 日				銭 七 厘	額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 三 十 六	銭 上 の そ れ ぞ れ の 応 募 価 格	額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 三 十 六	平 成 二 十 八 年 六 月 二 十 日	す る 。	額 の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と
---------------------------------	---	------------------	---	--------------------------------------	--	--	---	--	--	--	-------------	--	--	--	---	-------------	--